

令和7年涌谷町議会定例会1月第2回会議（第1日）

令和7年1月30日（木曜日）

議事日程（第1号）

1. 再 会

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 議案第3号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第4号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第5号 令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）

1. 議案第6号 令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

1. 議案第7号 令和6年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）

1. 議案第8号 令和6年度涌谷町水道事業会計補正予算（第3号）

1. 議案第9号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）

1. 議案第10号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）

1. 議案第11号 令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第3号）

1. 休会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	一條 裕太郎 君	2番	二上 光子 君
3番	黒澤 朗 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	只野 順 君	8番	後藤 洋一 君
9番	伊藤 雅一 君	10番	杉浦 謙一 君
11番	門田 善則 君	12番	竹中 弘光 君
13番	大泉 治 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	大崎 俊一 君
総務課参事兼課長 兼デジタル行政推進室長	内藤 亮 君	総務課参事	高橋 貢 君
企画財政課 参事兼課長	熱海 潤 君	福祉課 参事兼課長	鈴木 久美子 君
健康課長	徳山 裕行 君	総務管理課 参事兼課長	紺野 哲 君
産業振興課長	三浦 靖幸 君	建設課長	岩淵 明 君
上下水道課長	阿部 雅裕 君	代表監査委員	城口 貴志生 君

事務局職員出席者

事務局 長	渡邊 千春	総務班 長	大平 佳矢
-------	-------	-------	-------

(午前10時)

○議長（大泉 治君） 皆さん、おはようございます。

定例会1月第2回会議に出席、大変ご苦勞さまでございます。本日の定例会の議事運営につきましても、いつもと変わらない格別のご協力を承りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ここで、開会前に総務課長から発言の申出がございますので、これを許可いたします。総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） おはようございます。総務課長の内藤です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

大変申し訳ございませんが、議案書に誤りがございましたので訂正をお願いしたいと思います。

議案書1ページとなります。

一番下でございます提出月日でございますが、1月7日とございますが、正しくは1月30日の誤りでございます。

また、同じく議案書の23ページ、最後のページとなります。

こちらの一番下、提出月日につきましても1月7日とありますところ、1月30日となりますので、差替えのほうはなしでこちらのほうで訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

◇

◎再会の宣告

○議長（大泉 治君） 本日1月30日は休会の日ですが、議事の都合により令和7年涌谷町議会定例会を再開し、1月第2回会議を開会します。

◇

◎開議の宣告

○議長（大泉 治君） 直ちに会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大泉 治君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大泉 治君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により議長において、4番佐々木敏雄君、5番佐々木みさ子君を指名いたします。

◇

◎会議日程の決定

○議長（大泉 治君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

1月第2回会議の日程につきましては本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、1月第2回会議の日程は本日1日と決しました。

◇

◎議案第3号及び議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第3、議案第3号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例と、日程第4、議案第4号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 皆さん、おはようございます。

初議会から、この前のチキンフェスティバル及び白山祭まで議員の皆様には本当に様々な形でご支援いただきましたことを感謝申し上げます。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第3号、そして議案第4号について、一括して提案させていただきます。

ただいま一括上程いただきました議案第3号と議案第4号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和6年8月8日に人事院勧告が行われ、国家公務員の給与について、国会の審議を経て、勧告どおり実施することが12月17日に可決・成立したことから、当町におきましても人事院勧告に準じ、必要な処置を講じようとするものでございます。

主な内容といたしまして、町長等の特別職につきましては、期末手当を0.05か月引き上げ、一般職につきましては、民間給与との較差を解消するため、初任給及び若年層の俸給月額を重点に平均3%、期末勤勉手当の支給率を合わせて0.10月を引き上げる改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） それでは、議案第3号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員

の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、今回の条例改正につきましては、令和6年8月8日に行われました人事院勧告に準じまして、特別職及び一般職の給与改定を行うものでございます。

初めに、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書が1ページ、新旧対照表につきましても1ページとなります。また、定例会資料1ページに今回の改正の概要等を載せておりますので、そちらのほうもあわせてご覧いただければと思います。

説明につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

まず、上段の第1条関係でございますが、第4条におきまして、町長等の期末手当の支給率につきまして、現行の年間3.4月分から0.05月分引き上げまして3.45月分にいたすもので、令和6年度、今年度におきましては、12月期の支給分で年間引上げ分の0.05月分を引上げ、100分の170から100分の175にいたすものでございます。

次の第2条関係、下の表になりますが、第2条関係におきましては、令和7年度以降の支給率の取扱いについて規定いたすもので、令和7年度以降の支給につきましては、6月、12月とも100分の172.5といたしまして、同じ支給率にならず改正を行うものでございます。

定例会資料の1ページをご覧ください。

左側が今回の改正の概要となっております。

右側の給与改定に伴う手当の状況のほうをご覧くださいと思いますが、一番上の表、町長等の現行につきましては、6月、12月とも1.7月分ということで合計3.4月分となっております。

今回、中段の表、6月が1.7月分、12月が1.75月分としまして、合計で3.45月とするものでございます。

令和7年度以降、その下の表につきましては、こちらをならしめて、6月、12月とも1.725月分、合わせて3.45月分とするものでございます。

議案書1ページのほうにお戻り願います。

附則といたしまして、第1項におきまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものとし、第2項におきましては、第1条の規定による改正後の町長等の給与及び旅費に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用するものといたすものでございます。

続きまして、議案書の2ページをお開き願います。

議案第4号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表が2ページとなります。

それでは、新旧対照表でご説明させていただきます。

まず、第1条関係でございますが、こちら第9条の2第1項につきまして、こちらは医師に対して支給します初任給調整手当の額につきまして、今回法改正に準じまして、月額36万9,500円から37万400円に引き上げるものでございます。

続きまして、第19条第2項につきましては、一般職の期末手当の支給割合についての規定でございます。

令和6年度におきましては、12月期の期末手当の支給率を0.05月分引き上げ、100分の122.5から100分の127.5にいたすものでございます。

同じく第19条第3項につきましては、こちらは再任用職員の期末手当の支給率の規定となります。

こちらは12月期の支給率を0.025月分引き上げ、100分の68.75から100分の71.25に改正するものでございます。続きまして、3ページとなります。

3ページの第20条第2項第1号につきましては、こちらは一般職の勤勉手当の支給割合につきましての規定でございます。

勤勉手当につきましても期末手当と同様に、12月期の支給率を0.05月分引き上げ、100分の102.5から100分の107.5にいたすものでございます。

こちら第2号におきましては、こちらは再任用職員の勤勉手当につきまして、こちらも12月期の支給率を0.025月分引き上げ、100分の48.75から100分の51.25にいたすものでございます。

一番下の第21条につきましては、寒冷地手当の規定となります。

今回、国の改正に準じまして、扶養親族のある職員につきましては1万7,800円を1万9,800円に、次のページにまいりまして、その他の世帯主である職員につきましては1万200円を1万1,400円に、その他の職員については7,360円を8,200円にそれぞれ増額するものでございます。

なお、寒冷地手当につきましては、今回増額とはなりますが、涌谷町におきましては、令和7年度から支給地域に該当しないこととなりましたので、今後、改めて改正を行いまして、経過措置を踏まえて減額し、最終的には全額なくなるというふうな予定となっております。

続きまして、4ページから22ページまでのこちらの別表第1につきましては、今回俸給表の改正となっております。

今回、人事院勧告におきまして、民間給与との較差を解消するため、初任給をはじめ若年層に特に重点を置き、平均改定率約3%の大幅な増額となっているものでございます。

それでは22ページ、新旧対照表の22ページをお開き願います。

第2条関係でございますが、こちらにつきましては、令和7年度以降の期末勤勉手当の支給率について規定いたすものでございます。

第19条第2項につきましては、期末手当につきまして、令和6年度12月期分の0.05月分引き上げにつきまして、令和7年度以降につきましては、6月期、12月期に0.025月分ずつ振り分け、支給率を100分の125にいたすものでございます。

第3項は、再任用職員の期末手当の支給につきましては、令和6年12月期の0.025月分の引き上げを、令和7年度以降は6月期、12月期に振り分け100分の170にいたすものでございます。

続きまして、第20条第2項におきましては、勤勉手当の支給率を期末手当同様に、令和7年度以降、6月期、12月期に振り分け100分の105にいたすものでございます。

次に、同じく第3項におきましては、再任用職員の勤勉手当の支給率を、こちらも100分の105にいたすものでございます。

23ページ、下段の第3条関係につきましては、涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となります。

こちら第7条では、高度の専門的知識、経験を活用し採用することができる特定任期付職員の給与につきまし

て、次の24ページにあります表のとおり、給料月額を改定するものでございます。

その下、第8条におきましては、特定任期付職員に支給することができる業績手当の支給率につきまして、一般職の期末手当の改正に伴い、の規定を改正するものでございます。

議案書の23ページにお戻り願います。

附則でございますが、施行期日といたしまして、第1条第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するとするものでございます。

第1条第2項におきましては、第1条及び第3条の規定は令和6年4月1日から適用すると規定し、遡及適用を行おうとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議発第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第5、議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（大平佳矢君） 議員提出議案の1ページをお開きください。

朗読いたします。

議発第1号

令和7年1月30日

涌谷町議会議長殿

提出者	涌谷町議会議員	門田善則
賛成者	同	佐々木みさ子
賛成者	同	杉浦謙一
賛成者	同	佐々木敏雄
賛成者	同	黒澤朗
賛成者	同	竹中弘光

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会議規則第13条第2項の規定により提出します。

(提出の理由)

国の人事院勧告により、「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されたため、これに準じ改正するものである。

以上です。

○議長(大泉治君) 次に、提出者の趣旨説明を求めます。11番門田善則君。

○11番(門田善則君) おはようございます。

ただいま上程されました議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の趣旨を説明させていただきます。

改正の趣旨は、国の人事院勧告により「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されたため、これに準じ改正いたそうとするもので、議員の期末手当を年間、4月から3.45か月改正いたそうとするものであります。

2ページをお願いします。

改正の内容は、第1条において、12月の期末手当支給率100分の170から100分の175に引き上げ、令和7年度以後については、第2条において支給率を6月、12月とも100分の172.5と改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。ただし、第2条につきましては、令和7年4月1日からとするものです。

また、改正後の条例が適用する場合に、第1号につきましては、令和6年12月1日から適用されるものですが、改正前の条例に基づいて支給された12月の期末手当は、改正後の条例の規定により期末手当を内払いとしたものとみなすものです。

なお、3ページの新旧対照表のアンダーラインの部分がこの条例により改正いたそうとするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長(大泉治君) 議案の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議発第1号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第6、議案第5号 令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 議案第5号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億6,753万3,000円を増額し、総額を87億5,271万5,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をはじめとする国庫支出金を事業見込みにより計上いたし、繰入金におきましては、不足する財源を財政調整基金から繰入れするものでございます。

地方債におきましては、国庫補助を活用した事業等の財源といたしまして、各地方債を増額いたすものでございます。

次に、歳出でございますが、令和6年8月8日に人事院勧告が行われ、国家公務員の給与について、国会の審議を経て勧告どおり実施することが12月17日に可決・成立されたことから、当町におきましても人事院勧告に準じ必要な措置を講じようとするものでございます。

主な内容といたしまして、町長等の特別職につきましては、期末手当を0.05か月引き上げ、一般職につきましては、民間給与との較差を解消するため、初任給及び若年層の俸給月額を平均3%、期末勤勉手当の支給率を合わせて0.10月引き上げる改正を行うものでございます。

そのほか商工費におきまして、物価高騰が住民生活に大きな影響を与えることに鑑み、その生活支援と負担軽減を図るとともに、域内の消費喚起を促進することを目的に1世帯当たり5,000円の商品券を全世帯にお配りす

るものでございます。

また、土木費におきましては、国の補正予算や過疎対策事業債を活用するもので、橋梁の補修設計のほか、通学路の交通安全対策として、中道1号線の用地測量費を計上いたし、計画的な道路整備を進めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） それでは、総務課長から順次説明をお願いいたします。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長（内藤 亮君） それでは、補正予算書34ページ、35ページをお開き願います。

人件費につきまして、私のほうから説明させていただきます。

今回の人件費の補正につきましては、人事院勧告に伴う給与改定、また人事異動に伴う補正、そのほか年度末までの見込みによる手当等の補正となっております。

34ページ、1、特別職でございますが、こちら表の一番下の比較の欄でご説明いたします。

まず、給料の189万円の減額につきましては、こちら副町長の給料につきまして、10月から12月まで3か月間不在となっておりますことから、3か月分を減額するものでございます。

隣の期末手当につきましては、今回の人事院勧告に伴う改定により0.05月分増額となりますが、副町長の12月分の期末手当が不支給となりましたので、全体では97万5,000円の減額となるものでございます。

その他の手当につきましては、こちら1月から就任いたしました大崎副町長の通勤手当分について、1万2,000円を増額する内容となっております。

続きまして、隣の35ページ、2、一般職でございますが、こちら（1）の総括につきましては、正職員、会計年度任用職員合わせたものとなっておりますので、その次のページ、36ページ、37ページをお開き願います。

まず、36ページ、アの会計年度任用職員以外の職員、正職員でございますが、こちらも比較の欄でご説明させていただきます。

今回、給料で1,801万7,000円の増額、職員手当では1,215万4,000円の増額、共済費におきましては277万2,000円の増額、合わせて合計で3,294万3,000円の増額となっております。こちら今回の給与改定に伴う増額となっております。

給与改定以外の補正といたしましては、中段の手当の表の一番右側の時間外手当につきまして、年度末までの不足見込額115万4,000円を増額いたすものでございます。

次に、隣の37ページ、イの会計年度任用職員でございますが、会計年度任用職員の給与につきましても、今回、正職員と同様に、改定により給与が増額となるものでございます。

こちらも比較の欄でご説明いたしますが、一番右側の合計の欄で、今回、会計年度任用職員の給与としまして1,200万円の増額となるものでございます。

なお、こちら給与の欄の比較のところで、給料が227万7,000円の減額となっておりますのは、こちらは幼稚園教諭等の会計年度任用職員につきまして、当初フルタイムで任用を予定しておりましたが、パートタイムでの任用となりました職員がおりますことから、給料から報酬に組替えを行ったため、給料が減額となったものでございます。

37ページが一番下の表、(2)その他 給与費明細に含まれない人件費のこちらの退職手当負担金、こちら395万3,000円の増額の主な要因といたしましては、大崎副町長につきまして、一般職を12月末で退職されたことにより負担金額が増額となったものでございます。

以上で人件費の説明を終わります。

予算書4ページにお戻り願います。

○企画財政課参事兼課長(熱海 潤君) それでは、議案第5号、4ページでございます。

第2表繰越明許費になります。

年度内に事業が終わらない見込みであることから、明許繰越しをお願いするものです。

表の一番上、7款商工費、生活応援商品券事業3,850万円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、1世帯当たり5,000円の商品券を配布しようとするものです。

8款土木費の道路新設改良事業2,820万円及び橋梁補修事業1,363万9,000円は、国の追加補正によりそれぞれ事業を実施しようとするものでございます。

その下、第3表地方債補正、1、地方債の追加は、国の追加補正による、先ほど説明いたしました橋梁整備事業に560万円を追加するものでございます。

地方債の変更は、国の追加補正で実施する事業の財源として1,180万円を増額し、限度額を2,100万円にいたそうとするものと、過疎対策事業債の追加配分がありましたので、事業費3,740万円を増額し、限度額を2億1,680万円にいたそうとするものでございます。

歳入の説明に入ります。

予算書8ページ、9ページをお開きください。

16款国庫支出金2項1目1節㊸物価高騰対策対応重点支援地方創生臨時交付金3,300万円は、さきに説明いたしました生活応援商品券事業の財源といたそうとするものです。

終わります。

○建設課長(岩淵 明君) 5目1節㊸道路メンテナンス事業費補助金776万円の増額と、㊹交通安全対策事業費補助金1,617万円の増額は、いずれも補助の内示に伴う増額となります。

事業内容は歳出で説明させていただきます。

終わります。

○企画財政課参事兼課長(熱海 潤君) 20款繰入金2項1目1節㊸財政調整基金繰入金5,380万3,000円は、財源調整のため繰り入れるもので、本予算可決後の財政調整基金の残高は14億7,935万9,000円となります。14億7,935万9,000円となります。

22款諸収入5項1目1節㊸コミュニティ助成事業助成金200万円につきましては、さきに実施いたしましたろまん館30周年記念事業の財源に組み替えようとするものでございます。

23款町債1項6目1節㊸道路整備事業債1,180万円の増額、㊸橋梁整備事業債560万円の増額、6節㊸過疎対策事業債3,740万円の増額は、先ほど地方債補正で説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

終わります。

○総務課参事兼課長兼デジタル行政推進室長(内藤 亮君) 続きまして、歳出となります。

12ページ、13ページをお開き願います。

2款総務費1項14目細目1防犯経費10節需用費⑥修繕料で78万3,000円の増額でございますが、こちらは町内の防犯灯におきまして、各地区からの要望等により修繕が必要な防犯灯18か所につきまして今回修繕を行い、町民の皆様の安全確保を図ろうとするものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。

○健康課長（徳山裕行君） 3款民生費1項3目細目5介護保険対策経費27節①繰出金254万1,000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費としてそれぞれ繰出しするものでございます。予算書20ページ、21ページをお開きください。

○産業振興課長（三浦靖幸君） 3目細目1農業振興対策事業経費8節②普通旅費18万円の増額ですが、現在、園芸作物の振興を推進しております。その中で、今回出荷先企業様と作付農家とともに今後の生産拡大及び出荷体制など視察を行うための経費でございます。視察先は現在出荷先企業様と調整しており、四国方面で当町職員1名分の経費となります。

続きまして、7款商工費1項2目細目1の商工業振興対策経費になります。

22ページ、23ページになります。

総額3,850万円の増額ですが、生活支援のため、商品券を発行するための経費となります。事業内容につきましては議会資料で説明いたしますので、議会資料2ページをお開きください。

生活応援商品券事業の目的でございます。物価高騰の影響を受け、一般家庭における経済的負担が増加していることから、生活安定のための支援を図るとともに、域内の消費喚起を促進するため実施するものでございます。

事業概要になります。

支給対象は、基準日に涌谷町に住民票を有する涌谷町全世帯になり、6,000世帯を予定しております。

商品発行額は、各1世帯当たり5,000円となり、うち小規模加盟店専用券が1,000円が3枚、共通券として1,000円が2枚となります。

利用可能店舗は商品券の取扱いを希望する涌谷町及び美里町内の事業所となり、ほぼほぼ遠田商工会会員事業所となります。

発行及び使用期限ですが、令和7年4月1日からの順次発送、到着後からの使用開始可能で、期限は10月31日までを予定しております。

これらの業務は、遠田商工会へ委託予定でございます。

また、本事業は美里町と連携して事業を実施するものでございます。

予算書22ページ、23ページにお戻りください。

3節から11節までは事務的経費となります。

12節①委託料、生活応援商品券発行事業委託料は、商品券のチラシポスター等及び換金分を含む委託料となり、また、封入封緘につきましては郵便局への委託を予定しており、委託料として86万2,000円を計上しております。

総額3,850万円を計上するものでございます。

終わります。

○建設課長（岩淵 明君） 続きまして、8款土木費になります。

2項3目細目1道路新設改良事業費12節①委託料2,007万9,000円の増額となります。

まず、（補助）中道1号線用地測量業務委託料1,410万円につきましては、交通安全対策事業費補助金を活用し、さきに実施設計が終了した区間について用地測量業務を施行いたそうとするものでございます。

次の（補助）掃部沖名橋設計業務委託料597万9,000円につきましては、道路メンテナンス事業費補助金を活用し、橋梁点検結果に基づく橋梁補修の設計をいたそうとするものでございます。

続きまして、14節①工事請負費5,916万円の増額でございますが、まず（補助）道路改良工事1,410万円につきましては、交通安全対策事業費補助金を活用し、委託料で述べました用地測量後に中道1号線の一部について、道路改良工事を施行いたそうとするものでございます。

次に、（補助）橋梁工事766万円の増額につきましては、道路メンテナンス事業費補助金を活用し、涌谷営農センター北側にごございます観音堂橋と成沢上地内にあります成沢1号橋の橋梁補修工事を施行いたそうとするものでございます。

なお、ここまで説明した内容は、予算書4ページの繰越明許費をお願いしたものとなっております。

続きまして、24ページ、25ページをお願いいたします。

（過疎債）道路改良工事3,740万円につきましては、過疎対策事業債を活用し、菅の沢大平線側溝改良工事及び福沢1号線と西谷地上涌谷線の舗装補修工事を施行いたそうとするものでございます。

この事業につきましても、事業費を精査した上で3月会議におきまして繰越明許費をお願いする予定でございます。

土木費の説明は以上で終わりますが、10款教育費につきましては人件費のみでございまして、総務課長から説明いたしておりますので、以上で令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

4ページ、第2表繰越明許費について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 同じく、4ページ、地方債補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） それでは、歳入に入ります。

歳入は一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 歳出に入ります。

歳出は一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号 令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 令和6年度涌谷町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号及び議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第7、議案第6号 令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）と、日程第8、議案第7号 令和6年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） ただいま一括上程されました議案第6号と議案第7号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和6年人事院勧告に準ずる給与改正等につきまして、各会計の人件費において所要の措置を講ずるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（大泉 治君） お諮りいたします。

ただいま説明省略の声がございましたけれども、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号 令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 令和6年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 令和6年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 令和6年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第9、議案第8号 令和6年度涌谷町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） 提案の理由を申し上げます。

本案は、令和6年人事院勧告に準ずる給与改正につきまして、水道事業会計の人件費におきまして、所要の処置を講ずるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。（「説明省略」の声あり）

○議長（大泉 治君） お諮りいたします。

ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号 令和6年度涌谷町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 令和6年度涌谷町水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号から議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第10、議案第9号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）

から日程第12、議案第11号 令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第3号）までは関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 稔君） ただいま一括上程されました議案第9号、第10号、第11号の提案の理由を申し上げます。

本案は、いずれも収益的支出について、令和6年人事院勧告に準ずる給与改定等を各会計の人件費として必要の措置を講ずるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） それでは、ただいま一括上程いただきました議案第9号から11号について説明いたします。

今回の病院、老健施設、訪問看護ステーション事業会計補正については、いずれも人事院勧告に伴う職員給与の補正でございます。

人事院勧告につきましては、先ほど可決されました改正条例により行う給与改定と合わせまして人事異動などに伴う給与費の補正をいたすものでございます。

まずは、第9号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次の表のとおり補正するものでございます。

第3条におきまして、予算第9条に定めた経費の金額を次の表のように改めるものでございます。

3ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

1、特別職ですが、表の下、比較の表で説明いたします。

人数については変更ございません。

給与費、その他の手当の欄206万7,000円の増額ですが、センター長の院外業務手当などで一般職手当からの組替えになっております。

次のページをお開きください。

4ページは一般職の総括表でございます。

5ページをご覧ください。

ア、会計年度任用職員以外の職員分です。

比較の欄で説明いたしますが、給料については、人事院勧告に伴う改定率3.5%分、退職異動等に伴うもので25万5,000円の増額、手当につきましても下の表に手当の内訳の表がございますが、医師の退職等に伴い1,236万7,000円を減額するものでございます。

6ページをご覧ください。

イ、会計年度任用職員分ですが、比較の欄をご覧ください。

職員数については、看護補助員や事務員で3人増、報酬643万6,000円の増額は、看護補助員や事務員の増員などによるものでございます。

給料及び手当の増額については、人事院勧告と人事異動などに伴うものでございます。

給料及び手当の増減額の明細については、7ページに載せておりますので確認いただければと思います。

12ページ、13ページをご覧ください。

収益的支出について、ただいま給与費明細書で説明いたしておりますが、2款1項1目1節給料を132万1,000円増額、2節手当等を647万5,000円減額、5節報酬を643万6,000円増額、6節法定福利費を290万8,000円増額、合わせて419万円を増額補正するものでございます。

続きまして、議案第10号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。

老健施設の予算書の1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次の表のとおり補正するものでございます。

3条におきまして、予算第8条で定めた経費の金額を次の表のように改めるものでございます。

3ページをお開きください。

給与費明細書です。

3ページは一般職の総括表でございますので、4ページをご覧ください。

ア、会計年度任用職員以外の職員分です。

比較の表でございますが、給与については、人事院勧告に伴う改定分で、改定率平均3.3%分や異動等に伴うもので、221万1,000円の増額、手当につきましても、下の表に手当の内訳の表がありますが、合わせまして590万5,000円増額するものでございます。

5ページをご覧ください。

イ、会計年度任用職員分ですが、報酬236万1,000円の増額は、パートタイム職員の改定分などで、給料及び手当の増額については、人事院勧告と人事異動に伴うものでございます。

給料及び手当の増減額の明細は6ページに載せておりますので、ご確認いただければと思います。

10ページ、11ページをご覧ください。

収益的支出について、ただいま給与費明細書で説明いたしましたとおりですが、2款1項1目1節給料を640万9,000円増額、2節手当を997万3,000円増額、5節報酬を236万1,000円増額、6節法定福利費132万1,000円を増額、合わせまして2,006万4,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、議案第11号 涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

2条におきまして、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次の表のとおり補正するものでございます。

第3条におきまして、予算第5条に定めた経費の金額を次の表のように改めるものでございます。

3ページをお開きください。

予算明細書でございます。

3ページは一般職の総括表でございますので、4ページをご覧ください。

ア、会計年度任用職員以外の職員分です。

比較の欄をご覧くださいますが、給料については、人事院勧告に伴う改定率平均2.9%分や異動等に伴うもの

で、94万8,000円の増額、手当につきましても、下の表に手当の内訳の表がございますが、合わせまして292万7,000円の増額となっております。

5ページをご覧ください。

イ、会計年度任用職員分ですが、給料及び手当の増額については、人事院勧告に伴うものなどでございます。給料及び手当の増減額の明細は6ページに載せておりますので、確認いただければと思います。

10ページ、11ページをご覧ください。

収益的支出について、ただいま給与費明細書で説明いたしましたとおり、2款1項1目1節給料を116万9,000円増額、2節手当等を327万円増額、6節法定福利費を182万3,000円増額、合わせて626万2,000円を増額補正するものでございます。

会議資料3ページから5ページに各会計の資料をつけておりますので、後ほどご確認、ご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終了いたしました。

これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 老健施設、議案第10号の休日勤務手当についてお伺いしますけれども、当初というか、補正前が会計年度以外で44万円に対して405万9,000円、それから、会計年度任用職員について37万7,000円に対して233万8,000円ということですが、これはこれまで足りなかったのか、それともそういう理由、増えた理由って何なのかお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 休日勤務手当につきましては、今回の年末年始が例年よりも休日の日数が多くて、今年、来年もそういうふうになるかと思いますが、そういった関係もあって増額が必要ということになったものでございます。

終わります。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 年末年始多くなったということは分かるんですけども、補正前が三十何万円、合わせてでもよろしいんですけども、81万7,000円に対して639万7,000円増えているわけですよ。この額というのは、休日だけの額ではない、年末年始に対してのこの額ではないと思われるんですけども、その辺は間違いないですか。休日、何だ、年末年始の休日に対しての額がこの額になるという解釈でよろしいですか。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 内情をお話しますと、休日の取扱いといいますか、時間外で手当をするのか、その辺も現場と相談しながらやっているというふうな部分もございまして、当初の予算についてはちょっと低めに設定をしていたというふうな実態もございました。

終わります。

○議長（大泉 治君） 4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 老健ですので、2交代でやっているの、休日に当たらない職員を年末年始に当てたと

いう捉え方でよろしいんですかね。何か、当初の額に対して、唐突に多いわけなんですけれども、その辺の人の配置をしないで当初予算を組んだということなのか、ちょっと何かその辺はちょっと説明もう少し分かりやすく、分かりやすいというか、お願いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課参事兼課長（紺野 哲君） 細かいシフトとかそういったことについては、ちょっと今手元にございませんが、当初予算編成のときにもシフトというか、その辺考えながら予算編成はしておるところですが、実際に動き始めてからまた精査されているという部分もありますので、その辺は現場に合わせてということでご理解いただければと思います。

終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第9号 令和6年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第10号 令和6年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第11号 令和6年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎休会について

○議長（大泉 治君） 以上をもって、涌谷町議会定例会 1 月第 2 回会議に付されました事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、明日 1 月 31 日から 12 月 26 日までの 330 日間を休会といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よつて、明日 1 月 31 日から 12 月 26 日までの 330 日間を休会とすることに決しました。



◎散会の宣告

○議長（大泉 治君） 本日はこれをもって散会いたします。

皆様、大変ご苦勞さまでございました。

散会 午前 11 時 07 分